

海外邦人安全対策連絡協議会
安全等に関する参考情報
(2026年5月)

1. いわゆる「パンク窃盗・パンク強盗」に関する注意喚起

最近ジャカルタにおいて、いわゆる「パンク窃盗・パンク強盗」が発生しているとの情報があります。

手口は、走行中の車両のタイヤのパンクを指摘し停車させ、運転手が確認や修理を行っている隙に、車内の所持品や車両自体を盗むというものです。なお、指摘されたタイヤが実際にパンクしているとは限りませんのでご注意ください。

また、バイクに乗った者が靴に鋭利な物を装着し、意図的にタイヤをパンクさせる手口も報告されています。実際にタイヤがパンクしている場合であっても、以下の対策を講じ、被害を最小限に抑える行動を徹底してください。

パンクを指摘された場合でも、直ちに停車せず、警察署・ショッピングモール・公共機関など安全が確保できる場所まで移動してから停車するようにしてください。車外に出る際は、必ず全ての窓を閉め、ドアロックを確実に行ったうえで車外に出るようにしてください。さらに、交通事故防止および犯罪被害防止のため、車外に出る前に周囲の人物や状況を十分に確認するようにしてください。あわせて、車外に出る際は、財布・スマートフォン・鍵などの貴重品を必ず携帯し、車内に放置しないよう徹底してください。

2. 匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）を含めた犯罪組織による海外における闇バイトに関する注意喚起

海外における闇バイトに応募し、犯罪組織等に「かけ子」として海外で特殊詐欺に加担させられるケースや、意図せず違法薬物（大麻等）の運び屋として犯罪に加担してしまい、その結果、現地警察に拘束又は保護される事案が引き続き発生しています。

違法薬物の密輸は、それが意図的であるか否かにかかわらず所持しているだけでも、国によっては死刑や終身刑といった極刑が科せられます。また、日本の国内法上、海外での違法薬物所持であっても国外犯規定が適用され、処罰の対象となります。海外であっても、各国国内法または日本国内法に基づく犯罪行為に対する刑罰は免れません。

犯罪組織は、SNSやインターネット等を通じて「短時間で多額の報酬を得られる」等の甘い誘い文句で「捨て駒」となる実行役を募っています。闇バイトに応募し、一度犯罪に加担してしまうと、「やめたい」と思っても、パスポートやスマホを取り上げられて、犯罪組織の拠点から長期間逃げ出せない状態になるケースも少なくありません。

事案の中には、未成年者が海外で特殊詐欺に加担させられるケースも発生しており、犯罪組織内部で暴行を受けるケースもあります。成人、未成年にかかわらず、この種の求人にあ

易に応募しないよう、また、意図せず犯罪の加害者になることがないよう、十分慎重に行動してください。

万が一、海外における闇バイトに応募してしまった（と感じた）場合には、一人で悩み、抱え込むことなく、家族等の近しい人や外務省、警察や現地の在外公館等に助けを求めてください。

○外務省領事サービスセンター

電話：(外務省代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

○警察相談専用窓口：#9110

○在外公館連絡先：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>

本件は、今月1日付けで外務省からも広域情報が発出されております。

詳細は、下記外務省ホームページをご参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspacificinfo_2026C023.html

3. 国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始について (5月下旬)

国外転出者向けマイナンバーカードの申請が、5月下旬よりオンライン申請に変わります。

マイナンバーカードの交付手続は引き続き当館の領事窓口で行いますが、領事窓口での申請受付は、オンライン化に伴い、原則、終了となり、従来よりも受取までの期間の短縮が見込まれます。

なお、暗証番号がロックされたカードのロック解除や暗証番号再設定など、マイナンバーカードの現物が必須の手続についてのみ、引き続き窓口での申請受付となる予定です。

詳細は、下記当館ホームページをご参照ください。

https://www.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/oshirase26_25.html

(以上)